

2017. 4. 13 第28回口頭弁論期日後の記者会見要旨

前回の口頭弁論期日から約3か月経ちました。

前回の口頭弁論期日のあと、私たちは、5号機についての仮処分申請を取り下げました。3月1日付です。

仮処分申請を取り下げた理由は、仮処分を維持している理由がない、つまり、本訴と同時進行という形になっているのですが、実質的に審理が進行せずほぼ休止の状態になっていて、本案訴訟よりも早く止める手段としての意味がなくなっていること。そして、5号機については運転停止のままの状態が続いていて新規制基準の適合性審査も申請されていないので、しばらくの間、保全の必要性はないという理由からです。

仮処分申請を5号機に限っていたのも、3、4号機については、東京高裁での審理ですぐにも仮処分決定がだされるだろうという見込みから、5号機だけを対象にすればいいと考えていたからでした。

今後、3、4号機について、運転されるかもしれないという差し迫った状況になりましたら、その時点で、3、4号機の運転差し止めを求める仮処分申請をするつもりでいます。

さて、仮処分に関しては、3月28日に大阪高裁が、高浜3、4号機の運転差し止めを認めた大津地裁の仮処分命令に対する抗告審で、大津地裁の決定を取り消しました。大阪高裁の決定は、国の新規制基準に不合理なところがあるということを住民側が立証しない以上合理的だとしているようです。伊方原発の最高裁判決に反する許せない判断です。そして、新規制基準に適合していれば、安全だという判断です。これでは、福島第一原発の事故を踏まえた裁判所の判断とはいえません。福島事故がなかったというに等しい判断内容で、司法の役割を放棄したとしかいいようがありません。

3月30日には、広島地裁で、伊方3号機についての仮処分申請を認めない決定が出されました。

福島第一の事故から6年経過し、裁判所は、行政に追随するようになってしまったのでしょうか。行政と言えば、復興相は、原発事故の自主避難者が故郷に帰還するかどうかは本人の責任だと言い放ちました。福島事故をなかったことにしようというような政府の考え方が表れているようにも思います。原子力規制委員会の取り組み自体が、福島事故の直後とは様変わりしています。裁判所は、司法に対する国民の期待を十分に自覚すべきです。原子力規制委員会が昨年6月29日に公表（同年8月24日改訂）した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」と

の文書をうのみにするのではなく、住民側の視点に立って批判的に検討してほしいものです。それが国民の人権を守る司法の役割のはずです。

今回、中部電力は、原発はコストの安い発電だとか、核燃料サイクルは破たんしていないという主張を、懲りずに、繰り返しました。地震動でLOCAは起こりえないという主張もしています。福島事故前と全く変わらない姿勢であることが明らかになりました。

中部電力の主張は、自分たちの原発は安全だから心配ない、想定外の地震が起きることはあり得ないと言っているだけです。あの悲惨な、そしてまだいつ収束するかもわからない福島第一原発の事故の教訓を踏まえたものとは思えません。

今、掛川市と磐田市で市長選挙が行われています。掛川市と磐田市と袋井市では市議会議員の選挙も行われています。原発の再稼働は争点となっていないとのことです。それでも、原発の再稼働に反対という民意が選挙結果に反映されることを大いに期待します。原告のひとりの竹野さんに頑張ってもらいたいと思います。

この訴訟も6年目になります。裁判所が行政に追随することがないように、新規制基準では住民の安全は守れないことを繰り返し主張し、できる限り早く浜岡原発を廃炉にする結論を裁判で勝ち取りたいと思います。

弁護士 鈴木 敏 弘